

成長志向型の資源自律経済の 確立に向けた取組について

令和7年3月

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について

－ CE情報流通プラットフォームについて

－ 次世代化学物質情報伝達システム（CMP）

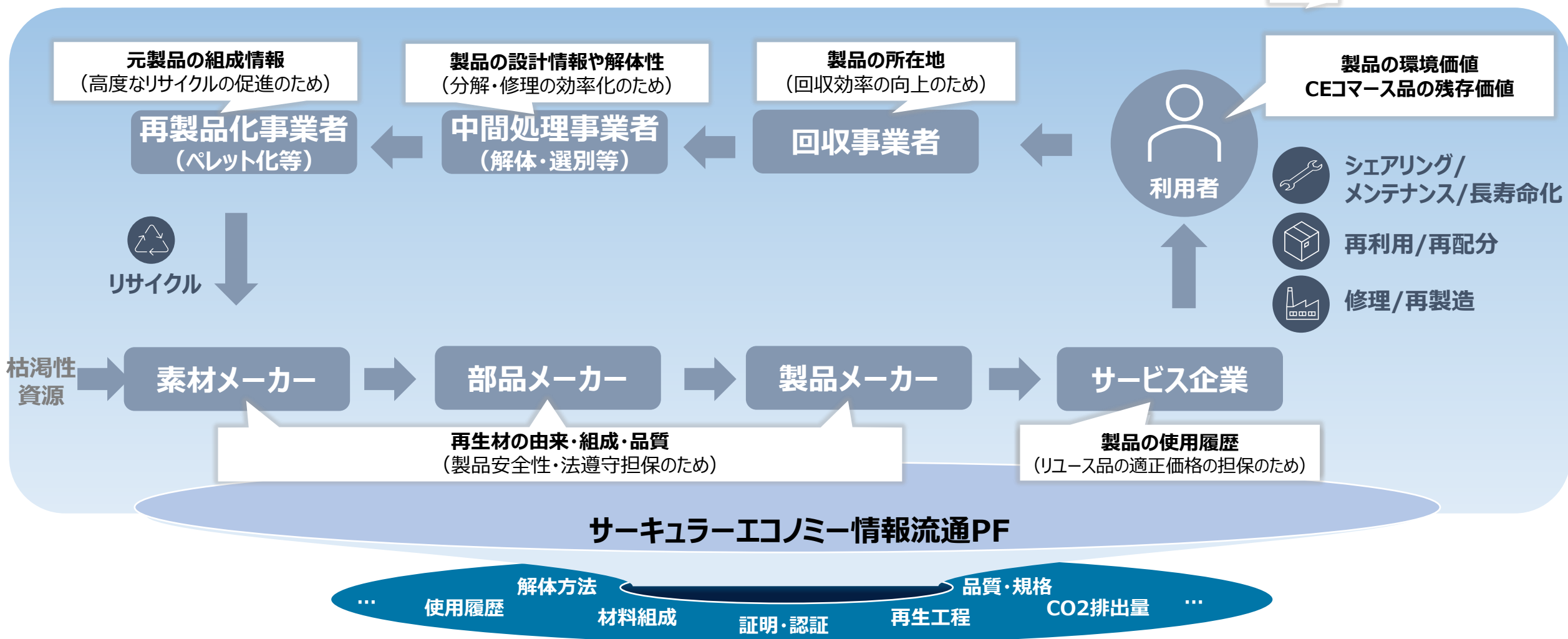
－ 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

改正案について

サーキュラーエコノミーの推進におけるCE情報流通PFの役割

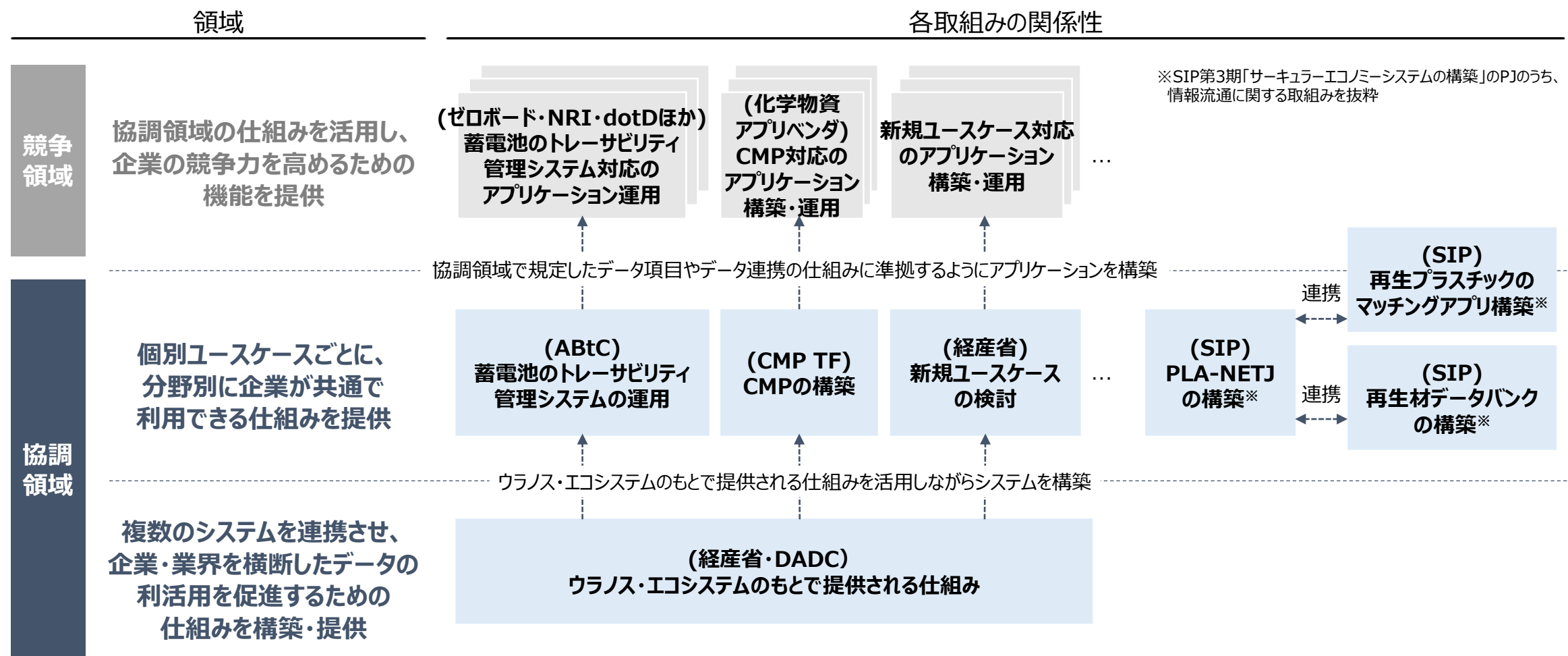
- サーキュラーエコノミーの推進においては、モノの長寿命化、再利用、修理、リサイクルといった**多層的な循環を適切に選択し、循環プロセスを効率的に回す必要**があるが、そのためには**モノの履歴や組成、由来といった価値情報の流通が不可欠**となる

凡例：  知りたい情報例



CE情報流通PFに関する取組みの全体像

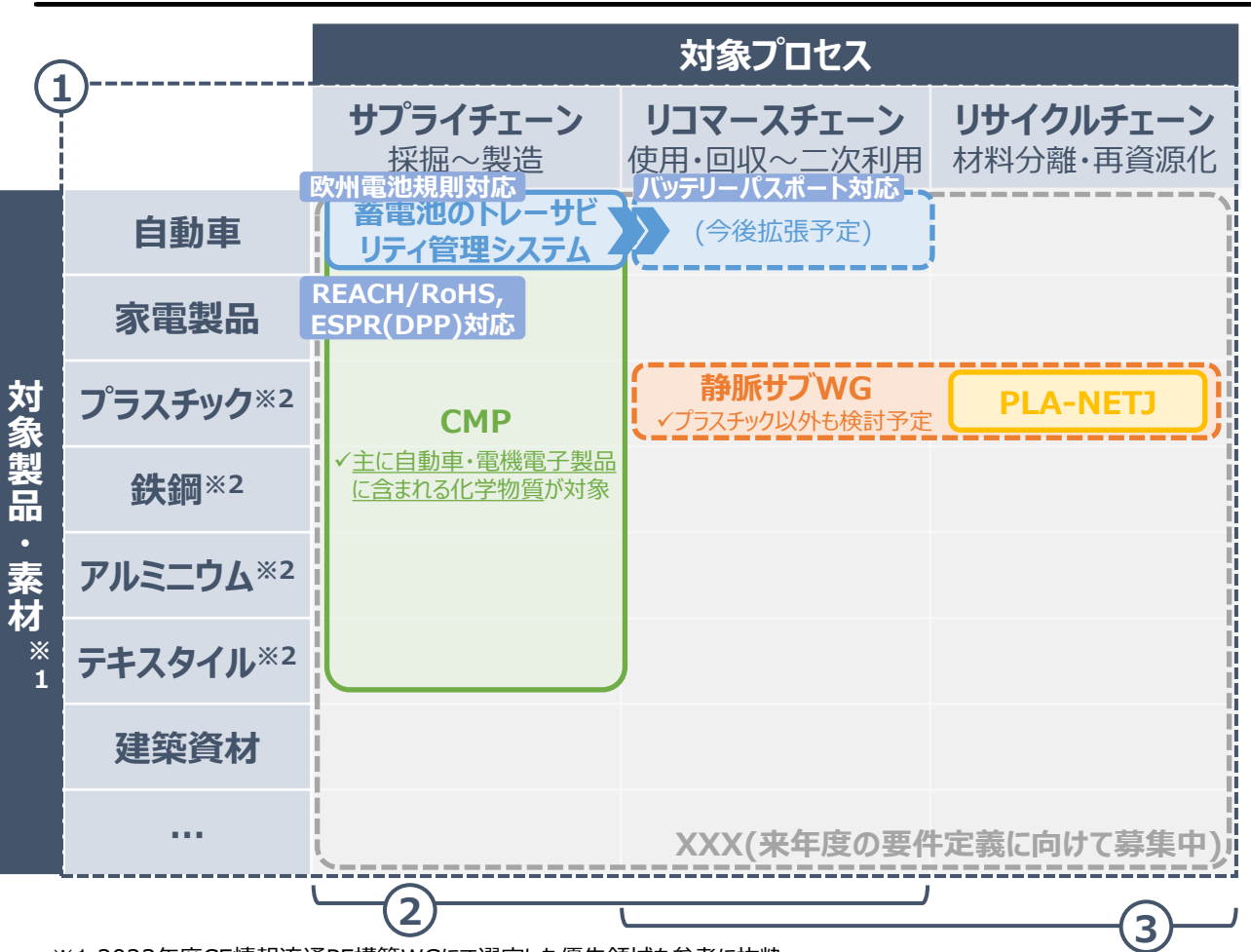
■ ウラノス・エコシステムと連携しながら、産官学の様々なステークホルダーが連携を取りながらCE情報流通PFに関する取組みを進めている状況



個別ユースケースの取組み全体像

■ 先行する各取組みの構築目的とカバー範囲は下記の通り。規制対応やPFサービスの提供を含むCEビジネスの創出・拡大の検討につなげることを目的とし、各取組みの進捗状況に合わせて全体像の更新を継続予定

各システムの構築目的とカバー範囲



※1 2023年度CE情報流通PF構築WGにて選定した優先領域を参考に抜粋
※2 最終製品としてだけでなく中間材としても扱われる製品・素材

事業者の活用方法

- ① 関連取組みの現状と課題の把握**
 - 取組みが進む様々なシステムの構築目的や対象製品・素材、対象プロセスを一覧で把握
 - 自社に関連する取組みの現在地と課題を把握することで、各システムの活用方針の検討が可能に
- ② CE関連規制への対応**
 - 欧州デジタル関連法規制等に対応するために活用すべきシステムを把握
 - ウラノス・エコシステムに準拠したアプリケーションを介してCE情報流通PFを活用することで、規制対応のための国際標準・規格に準拠したデータ交換が可能に
- ③ CEビジネスの創出・拡大**
 - 取組みのホワイトスペースや、先行する取組みを踏まえた新たなビジネスオポチュニティの発掘
 - ホワイトスペースに新たなプラットフォームを構築することで、プラットフォームとしてのビジネス展開が可能に
 - CE情報流通PFで扱う豊富なデータを利用することで、二次利用やリサイクル等の新たなビジネス創出・拡大が可能に

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について

- － CE情報流通プラットフォームについて

- － 次世代化学物質情報伝達システム（CMP）

- － 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

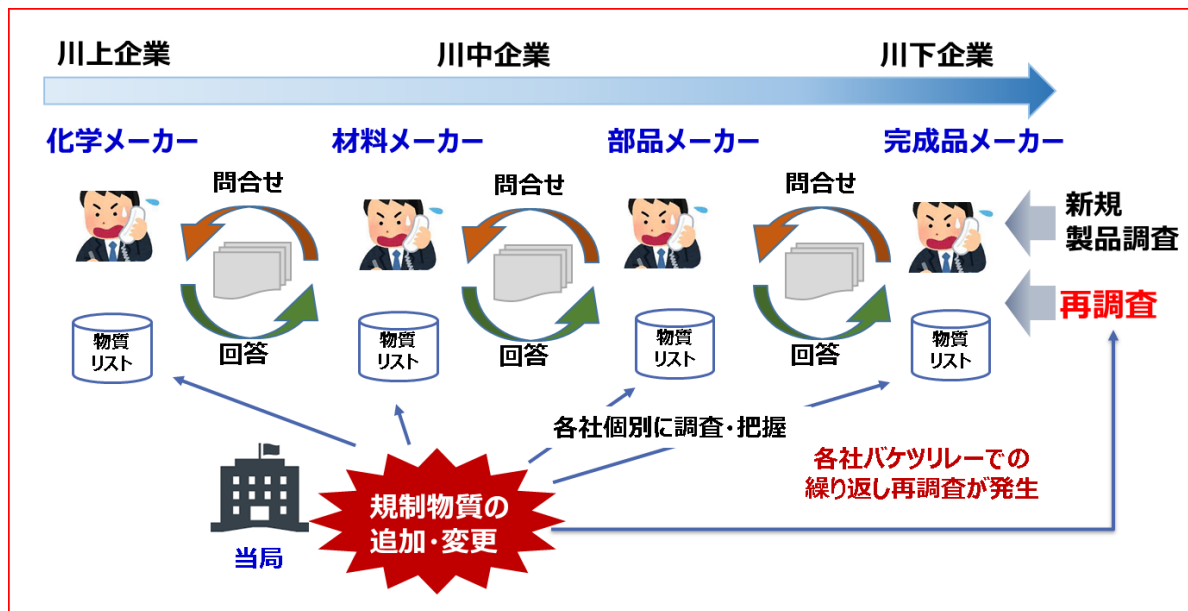
改正案について

CMPのコンセプト

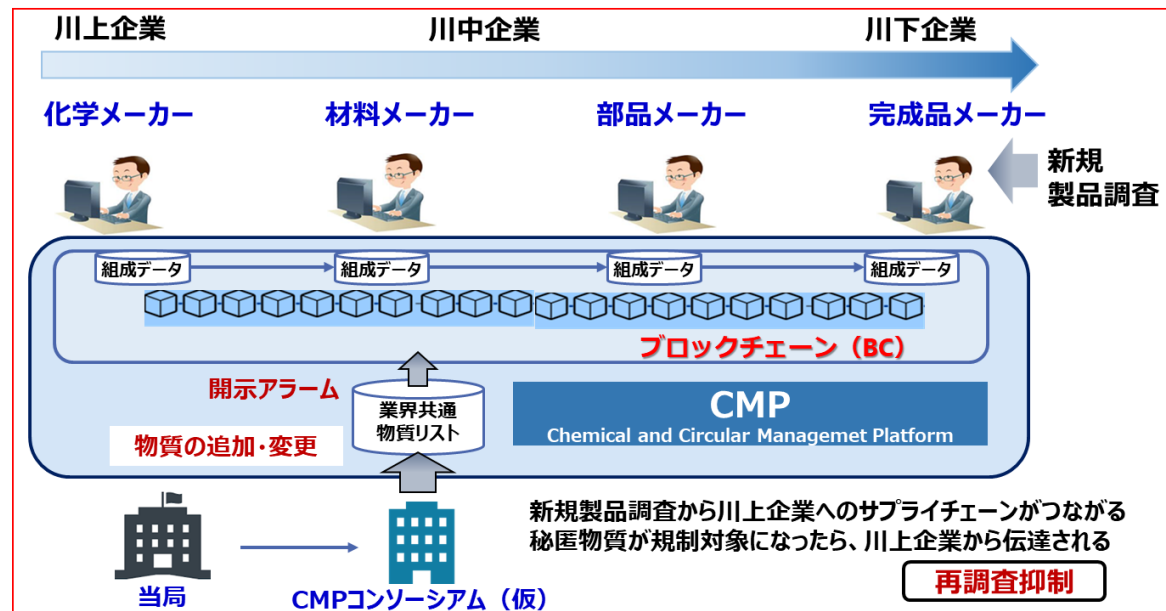
【得られる効果】

- ✓ 川上から川下へのシームレスな情報伝達
 - ✓ バケツリレー型情報伝達から、CMPコンソーシアムからサプライチェーン全体への一括トリガーへの変革
- ✓ 規制変更時に必要となる再調査の抑制
- ✓ 資源循環など新たな情報への展開

【現状の情報伝達】



【目指す情報伝達の姿】



CMPが目指す情報伝達の姿

化学物質情報伝達を進めることで製品デジタル情報で必要となる情報（資源循環情報を含む）まで管理が可能な製品環境に関する情報伝達基盤に成長させていく

1. 製品含有化学物質

- ✓ REACH規制など、年々厳しくなる化学物質規制に迅速に対応する（再調査効率化）
- ✓ 精度向上、業務効率の向上を図ると同時に秘匿物質の確実なコントロールを実現

2. 資源循環

- ✓ 欧州ESPR規制※1を睨み、製品デジタル情報を意識したバリューチェーンでの資源情報を共有する
- ✓ CMPが持つ、製品・部品・材料・化学物質のヒエラルキー情報に資源循環情報を加味することで効率的に情報共有を図る
- ✓ 部品リユース情報、リサイクル材情報（含有率、純度、ソースなど）の伝達を実現

3. グローバル連携

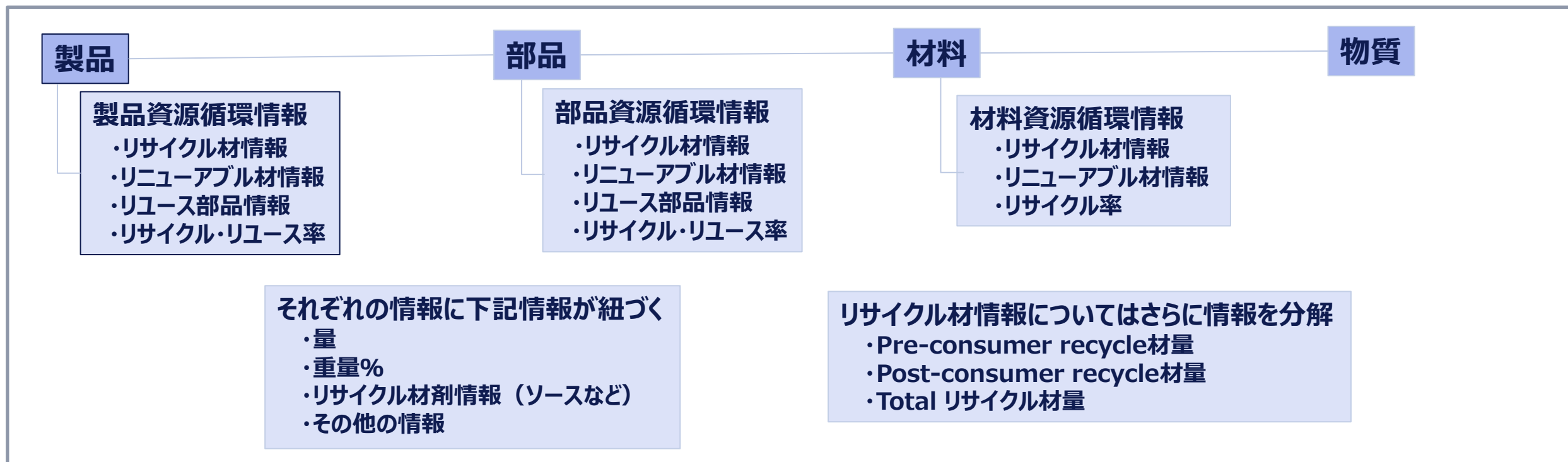
- ✓ 現在策定が進むIEC/ISO 82474 (Material Declaration) ※2規格の内容（資源循環情報を含む）を盛り込むことで、グローバル連携を可能とする
- ✓ グローバルに展開されている製品含有化学物質情報（既存プラットフォームなど）との連携を目指す

（※1）様々な製品に対し、再利用や修理可能性、エネルギー効率等製品仕様における持続可能性の要件の枠組みを設定する規制

（※2）製品含有化学物質の情報伝達に関する国際標準（グローバルに展開されるサプライチェーンに対して標準となる情報伝達項目、情報伝達様式定めている） 現在最終投票で承認され規格発行待ち

資源循環（リサイクル情報）への対応

CMPのデータ構造と資源循環情報の関係



それぞれの製品にどれだけ循環資源が採用されているかを把握可能
材料情報を提供することで、次なる資源循環情報としてリサイクラー等が使用可能となる

CMPタスクフォース活動を約60の企業、団体で推進中（昨年3月以降 約10社新規に参加）2025年1月現在

CMP構築に向けた想定スケジュール（案）

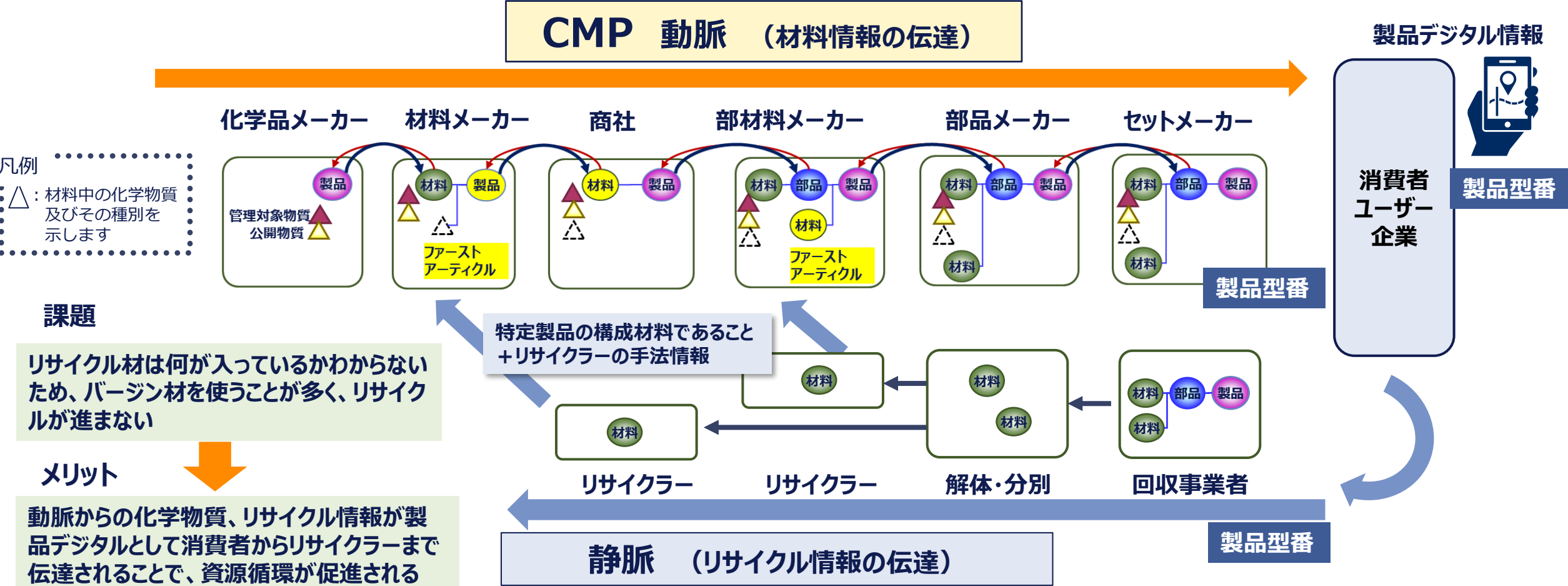
2025年1月現在

CY	2023				2024				2025				2026		2027			
	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12						
マイルストーン	TF準備会		CMPタスクフォース												CMPコンソーシアム（一般社団法人等）			
CMP 開発計画			ビジネスモデル策定															
	要件定義 準備		システム要件定義															
							基本設計		システム開発		運用 テスト		大規模 実証		リリース/運用開始			
CMP 海外展開									東南アジア展開調査		展開準備		システム展開					

- ・2024年度/2025年度：システム基本設計→システム開発→運用テスト→大規模実証を計画
- ・電機電子、自動車業界連携から開始、順次対象産業界を拡大、「業界横断型」を目指す
- ・多くのサプライヤーが存在する東南アジアへのシステム展開に向けた調査を2025年度より進めていく

今後の展開 資源循環プラットフォームへの拡大

CMPによる材料情報と化学物質情報伝達により製品デジタル情報が伝達され、さらに静脈の情報伝達により材料メーカーにフィードバックされる。この情報があることで、バージン材でなく、リサイクル材を使うことが促進される。



- 静脈サブWGの検討にあたっては、静脈系の資源循環や情報流通による資源循環の促進に関する実績を持つ産官学のイニシアチブや関係省庁を主要メンバーとして取組みを推進します
- 各メンバーの意見の取りまとめ等は、委託事業者(2025年春頃に公募を予定)が実施する予定です

#	組織名
1	経済産業省 資源循環経済課
2	環境省 環境再生・資源循環局 総務課 資源循環ビジネス推進室
3	内閣府、環境再生保全機構(ERCA) SIP第3期サーキュラーエコノミーシステムの構築
4	一般社団法人サステナブル経営推進機構(SuMPO) Sustainable Plastics Initiative(SusPla)
5	一般社団法人産業環境管理協会(JEMAI) クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(CLOMA)
6	ジャパン・サーキュラー・エコノミー・パートナーシップ(J-CEP)
7	日立-産総研サーキュラーエコノミー連携研究ラボ(H-AIST CE Lab.)
8	BLUE Plastics
9	Chemical and Circular Management Platform(CMP)

静脈サブWGの検討スケジュール(案)

- 静脈サブWGでは、関係イニシアチブによるこれまでの検討成果や関係企業へのヒアリング結果に基づき、**2025年夏前を目途に具体検討を進めるユースケース・素材を選定**予定です
- その後、対象ユースケースの業務フローやデータモデル、ビジネスモデル、アーキテクチャ等の検討を行い、**2025年度末にはシステム化構想書**として整理を行います

		2025年									2026年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストン		★ 静脈サブWG発足		★ サブWGメンバー追加								★ システム化構想書公開	
検討スケジュール	ユースケース・素材の選定	メンバーの活動実績共有		ユースケース・素材選定									
		関係企業へのヒアリング											
		静脈システムの目的整理											
	システム化構想書の作成					業務フロー検討		データモデル検討		システム化構想書作成			
						ビジネスモデル検討		アーキテクチャ検討					

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について

- － CE情報流通プラットフォームについて
- － 次世代化学物質情報伝達システム（CMP）
- － 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）
改正案について

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ **2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき**、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、**成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。**
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（１）**排出量取引制度の法定化**、（２）**資源循環強化のための制度の新設**、（３）**化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化**、（４）**GX分野への財政支援の整備**を行う。

（１）排出量取引制度（GX推進法）

- ① **一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ**
 - ・ 二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。
- ② **排出枠の無償割当て（全量無償割当）**
 - ・ トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、**業種特性も考慮した政府指針**に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、**製造拠点の国外移転リスク**、GX関連の研究開発の実施状況、**設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。**
 - ・ 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ **排出枠取引市場**
 - ・ 排出枠取引の**円滑化と適正な価格形成**のため、GX推進機構が**排出枠取引市場**を運営。
 - ・ 金融機関・商社等の**制度対象者以外の事業者も**一定の基準を満たせば**取引市場への参加を可能とする。**
- ④ **価格安定化措置**
 - ・ 事業者の投資判断のための**予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等**のため、排出枠の**上下限価格を設定。**
 - ・ **価格高騰時には**、事業者が**一定価格を支払うことで償却したもの**とみなす措置を導入。
 - ・ **価格低迷時には**、GX推進機構による**排出枠の買支え等**で対応。
- ⑤ **移行計画の策定**
 - ・ **対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。**

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

（２）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① **再生資源の利用義務化**
 - ・ 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。**
 - ・ GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② **環境配慮設計の促進**
 - ・ 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。**
 - ・ **認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。**
- ③ **GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
 - ・ 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等**に対し**廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）**を講じ、**回収・再資源化のインセンティブを付与。**
- ④ **CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進**
 - ・ シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ**、当該事業者に対し**資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。**

（３）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- ・ 2028年度より開始する**化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。**

（４）財政支援（GX推進法）

- ・ 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、**戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填**をする。